

丹後の農業に新風を吹き込む 新たに「京丹後市農業経営者会議」を設立

平成 21 年 11 月 4 日
京丹後市役所

丹後の農業について旧町の枠を超えて市レベルで考え、活動する枠組みが必要との熱い思いから、10人の有志が市内の認定農業者、集落営農登録組織に呼びかけ、新たに「京丹後市農業経営者会議」が設立されることとなりました。

認定農業者や集落営農組織の代表者で組織されるこの会議は、農家の経営改善のための研修会や、会員相互の情報交換、行政に対する政策提言を取りまとめる場として活動します。

また、商工関係の団体と連携して、新たな流通の仕組みを検討したり、市全体の収穫祭を企画したりするなど、担い手農家の柔軟で斬新な発想で、この会議の可能性は無限に広がると大いに期待されます。

“広く丹後の農業の可能性を探る”ことが、この会議の目的であり、生産品目、経営形態の違う農家が集い、互いに刺激し合って、丹後の農業に新しい風を吹かせます。

京丹後市農業経営者会議設立総会の概要

- ◆日時 11月10日（火） 15：00～
- ◆場所 丹後あじわいの郷情報交流センター（弥栄町鳥取）
- ◆参加者 会 員：京丹後市認定農業者、集落営農組織代表者約60名
関係機関：京都府（振興局、普及センター）
京都府農業会議、京丹後市
- ◆構成 第1部 15：00～ 設立総会
第2部 15：30～ 講演会
(株)インスフィアファーム
代表取締役 松井伸吾氏
第3部 17：30～ 交流会（於：レストランメローネ）

㈱インスフィアファーム代表者 松井伸吾氏メッセージ

一次産品の需給バランスの不均衡や世界的な食糧不足といったグローバルな観点からも、食料自給率の低下、そして多大な平地を占める農地の荒廃といったドメスティックな観点からも、さまざまな大問題が内包していると言

える時代の中で、近年、日本の農業を取り巻く環境は、ますます激変の様相を呈してきました。

このような時代の中においても、商工業に負けないだけの努力を持って、ものづくり、流通に取り組んでゆけば、農業は必ず他産業に劣らない存在意義を見出せるという想いと、そして何よりも、高品質で美味しく、安全で信頼の置ける農産物を必要とするお客様の願いの為に、私たち株式会社インスフィアファームは産声をあげました。

私たちの目標はまず第一に、取り扱っていただけるお客様、調理し付加価値を与えてくださるお客様、そして楽しんで召し上がるお客様に対し、農業のプロとして最大限の努力を払いお客様の満足を、食を通して徹底的に追求しものづくりに帰結させることであると考えます。

けれどまた同時に、企業の社会的責任、地域貢献は当然のものとしながらも、これまでの農業でははっきりと定着していない利益団体としての責務をもしっかりと見据え、ステークホルダーの皆様に満足いただけるようゴーイングコンサーンとして存在意義を持つことも大きくそして重大な目標であると宣します。

他産業で当然とされるこれらのことが、農業にも存在すべきでありまた存在可能だということを私たちのお客様の満足と、私たちの成長をもって示し、ご理解いただくことを願いながら、今日も耕し、種を播き、水を撒き、収穫し、お客様の下へお届けいたします。

皆々様のお役に立てるよう、ご期待に沿えるよう、懸命に努力いたします。至らぬ点などございましたら、何卒ご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

株式会社インスフィアファーム
代表取締役社長 松井 伸吾



代表者略歴

代表取締役 松井 伸吾

京都大学農学部 中退

平成13年、経営コンサルティングを業としてインスフィア共同事務所を京都府京都市にて開業し、代表就任。平成15年、株式会社インスフィア設立。代表取締役就任（現任）。主に関西圏の農業経営コンサルティングに従事。

平成19年に農業生産法人として株式会社インスフィアファームを福井県にて設立。代表取締役に就任。

中小企業診断士（平成15年度 経済産業省登録）

滋賀県担い手育成支援協議会農業経営スペシャリスト（平成16年委嘱）

京都府福知山市 農業・農村活性化アドバイザー（平成17年～）

●京丹後市農業經營者會議加入農家内訳

<京丹後市認定農業者>

峰山町
個人 : 6人中 5人加入
法人 : 2件中 1件加入

大宮町
個人 : 14人中 5人加入
法人 : 2件中 1件加入

網野町
個人 : 31人中 7人加入
法人 : 2件中 0件加入

丹後町
個人 : 15人中 6人加入
法人 : 2件中 1件加入

弥栄町
個人 : 29人中 16人加入
法人 : 5件中 3件加入

久美浜町
個人 : 38人中 5人加入
法人 : 7件中 3件加入

計
個人 : 133人中 44人加入
法人 : 20件中 9件加入

総計 : 153人中 53人加入

<集落営農登録組織>

峰山町 2件中 0件加入

大宮町 6件中 3件加入

網野町 0件中 0件加入

丹後町 3件中 0件加入

弥栄町 1件中 0件加入

久美浜町 6件中 1件加入

計 18件中 4件加入

京丹後市農業経営者会議規約（案）

（名 称）

第1条 この会は、京丹後市農業経営者会議（以下「会議」という）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、会員の農業経営改善を支援する活動を行うとともに、環境にやさしい農業及び食育活動の推進に取り組み、もって京丹後市全体の農業振興に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1） 会員の農業経営改善に資するための研修等に関する事。
- （2） 会員相互の情報交換、交流に関する事。
- （3） 環境にやさしい農業及び食育活動の推進に関する事。
- （4） 農商工連携と新しい流通の仕組みづくりに関する事。
- （5） 次世代の担い手育成を図る取組みに関する事。
- （6） 行政等に対する農業政策等の提言に関する事。
- （7） その他会議の目的を達成するために必要な事。

（会 員）

第4条 会議の会員は、京丹後市の認定農業者及び集落営農組織等とする。

（事務局）

第5条 会議の事務局を、京丹後市農業経営改善支援センター内に置く。

（役 員）

第6条 会議に、次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名
- （2） 副会長 1名
- （3） 会 計 1名
- （4） 幹 事 6名以内
- （5） 会計監査 2名

（役員を選任）

第7条 役員は、総会において会員の互選により選出する。

（役員任期）

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。なお、欠員を生じた場合は、速やかに補充するが、任期は前任者の残任期間とする。

（役員任務）

第9条 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、会議の会計事務に当たる。
- 4 幹事は、会議の事業推進に当たる。
- 5 会計監査は、会議の会計を監査する。

(会 議)

第10条 本会議の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回会長が招集して開催するが、必要な時は、臨時に開催する事ができる。
- 3 役員会は、随時に会長が招集して開催し、会長が議長を務める。

(総 会)

第11条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画・報告及び予算・決算に関する事。
- (3) 役員を選任に関する事。
- (4) その他重要事項に関する事。

(役員会)

第12条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項に関する事。
- (2) 会議の運営に関する事。
- (3) その他必要事項に関する事。

(議 決)

第13条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会活動)

第14条 会員は、部会を組織して活動することができる。

- 2 部会活動に関する事は、別に定める。

(経 費)

第15条 会議の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費に関する事は、総会で決定する。
- 3 必要に応じて、臨時に分担金を徴収することができる。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(その他)

第17条 この規約に定めがない事項については、役員会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成21年11月10日から施行する。